

鹿児島県バイオマス活用推進計画

平成29年3月

鹿児島県

1 はじめに

国においては、平成14年に、バイオマス・ニッポン総合戦略を策定し、バイオマスを最大限に利活用するバイオマス社会の形成に向けて、国や自治体、関連事業者等それぞれの役割に基づく取組が推進されてきた。その後、平成21年に「バイオマス活用推進基本法」が制定され、同法に基づき平成22年に「バイオマス活用推進基本計画」を定め、バイオマスを総合的かつ計画的に推進するための施策の基本的方向が示された。

これを受けて、県においては、県内に豊富に存在する家畜排せつ物や焼酎かす等を中心に、堆肥や飼料の原材料、あるいは発電用や発熱用のエネルギー源としての利活用などバイオマス活用の拡大を図ることを目的に、平成24年1月に「県バイオマス活用推進計画」を策定したところである。

また、県内市町村においては、15の市町村において「バイオマスタウン構想」が策定され、それぞれの地域の実情に即した推進がなされてきたところであり、また、同構想に代わり、新たに平成25年に導入された「バイオマス産業都市構想」に、薩摩川内市と長島町が指定（平成28年10月）され、それぞれの地域の特性を生かした取組が始まっているところである。

このような中、国においては、東日本大震災の発生を機に、地域資源を活用した自立・分散型エネルギー供給体制の強化を図るため、再生可能エネルギーの導入拡大を目的とした固定価格買取制度を施行したところであるが、その後平成28年9月に策定された新たな「バイオマス基本計画」においては、エネルギー効率の高い熱利用の普及拡大や、地域に利益の還元される取組を推進することとしたところである。

このような経緯を踏まえ、今般、「県バイオマス活用推進計画」が平成24年の策定以来5年経過したことから、実情に即した計画内容の見直しを行い、新たな目標を設定することとした。

2 バイオマス利活用の動向

(1) 利用状況

前期「鹿児島県バイオマス活用推進計画」（平成24年1月）策定時点の平成22年の利用状況と5年経過後の平成27年の利用状況については以下の表のとおりである。

バイオマス全体の利用率は平成22年の85%から平成27年の90%となった。

要因としては、家畜排せつ物の利用率が85%から90%に、また、林地残材等が木質バイオマス発電等に活用されるようになり増加したことなどがあげられる。

(単位：千トン，%)

バイオマスの種類		平成22年			平成27年		
		発生量	利用量	利用率	発生量	利用量	利用率
家畜排せつ物		4,636	3,954	85	4,435	3,993	90
下水汚泥		54	53	97	58	56	97
事業系生ごみ		331	263	79	323	274	85
焼酎かす		298	298	100	258	258	100
さつまいもでん粉かす		27	27	100	20	20	100
バガス		166	166	100	135	135	100
農作物 非食用部	稲わら	115	114	99	97	97	100
	さとうきび梢頭部	108	108	100	59	59	100
	さつまいも茎葉	349	334	96	294	294	100
林地残材等		243	77	32	258	141	55
計		6,328	5,395	85	5,937	5,327	90

※ 四捨五入して表示しているため、各数値の合計と表の計は一致しない。

※ 「林地残材等」の発生量・利用量は残材の種類に応じて0.41～0.76 t / m³で換算した。

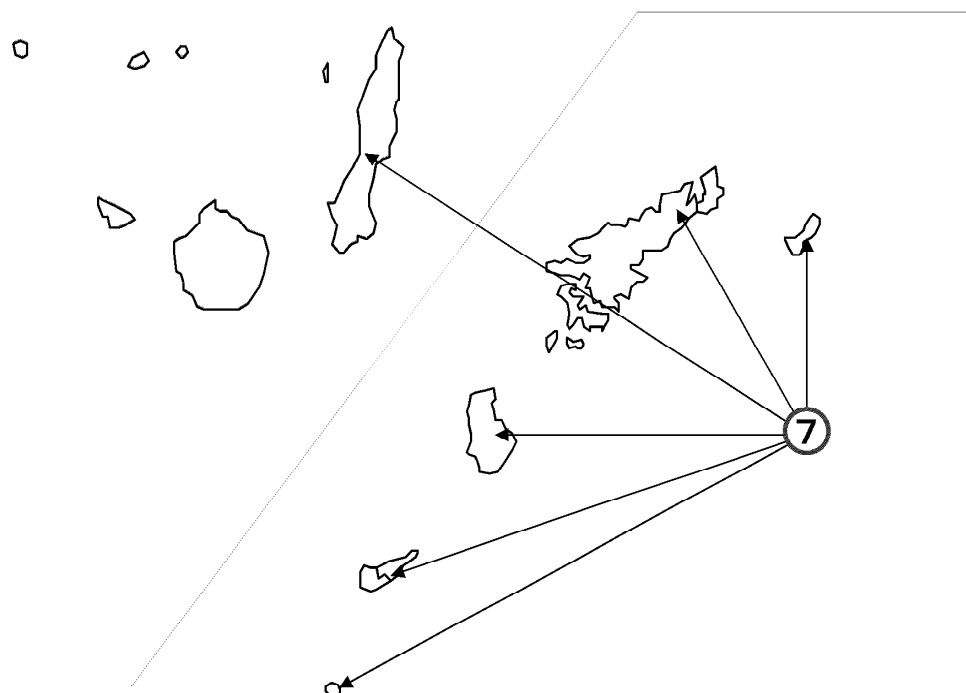
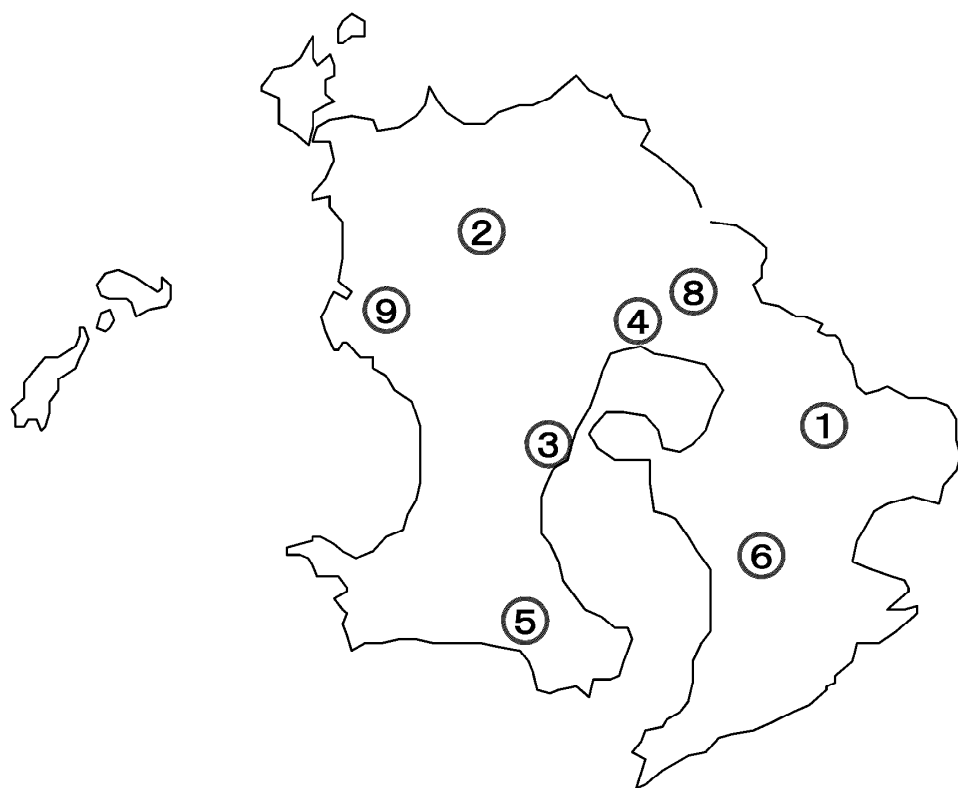
(2) 県内における主なバイオマス利活用施設等

現在，県内では，地域の特性を生かした取組が展開されており，主な利活用施設は次のとおりである。

主な原料	利活用の方法	施設や組織の名称等	市町村等	図番号
家畜排せつ物	肥料（堆肥）化	曽於市有機センター	曽於市	①
	発電・肥料化	（有）南九州バイオマス	さつま町	②
下水汚泥	肥料化	下水汚泥堆肥化場	鹿児島市	③
事業系生ごみ	飼料化	源気ファーム株式会社	霧島市	④
焼酎かす	飼料化・肥料化	サザングリーン協同組合	南九州市	⑤
さつまいもでん粉かす	クエン酸原料	九州化工株式会社	鹿屋市	⑥
バガス	発電	各製糖工場	南西諸島	⑦
林地残材等	発電	霧島木質発電（株）	霧島市	⑧
	発電	中越パルプ工業（株）	薩摩川内市	⑨

県内における主なバイオマス利活用施設等

(平成29年3月末現在)



3 バイオマスの活用促進に向けた考え方

(1) 基本方針

(ア) 総合的、一体的かつ効果的な推進

本県においては、農業生産などに由来するバイオマスが豊富に存在している。しかしながら、多くのバイオマスは「広く薄く」存在しているため、その活用にあたっては経済性の向上が重要である。そのため、農林漁業者等のバイオマス供給者、バイオマス製品等を製造する事業者、市町村等の行政機関が一体となってバイオマスの発生から利用まで効率的なプロセスで結ばれる総合的な活用システムの構築を推進する。

(イ) 産業の発展

本県は農業を基幹産業としており、農業生産に基づくバイオマスの発生量が多いだけでなく、肥料や飼料などバイオマス由来の製品を循環的に利活用できる環境が整っている。また、特産品である焼酎や黒酢に代表される質の高い伝統的発酵技術をベースにしたバイオ関連技術を有した企業が存在し、他地域に比較して十分に優位性を発揮することが期待できる。

このような特性を活かして、バイオマスをエネルギー源や製品に活用する環境調和型産業を育成・支援することにより、地域産業の活性化と雇用機会の創出に貢献する。

(ウ) 農山漁村の活性化

農山漁村に豊富に存在するバイオマスの活用は、1次産業である農林水産業と2次・3次産業に係る事業を融合させることによって地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す「農山漁村の6次産業化」の重要な取組の一つである。地域に存在するバイオマスを活用して、地域が主体となった持続可能な事業を創出する取組を通じて、農山漁村に新たな付加価値を創出し、雇用と所得を確保するとともに、農山漁村の活性化に貢献する。

(エ) 地域の主体的な取組の促進

バイオマスの活用を促進するためには、地域におけるバイオマスの供給能力や需要の競合等も考慮した施設規模の設定により、地域においてバイオマスを効率的に利用する地域分散型の利用システムを構築し、地域経済の好循環の拡大に結びつけていくことが重要である。

このため、地域のバイオマスの賦存状況、エネルギーやバイオマス製品の需要と供給等の諸条件に適応したバイオマスの活用に向け、地域が主体となって創意工夫する取組を促進する。

(オ) 社会的気運の醸成

バイオマスの活用を円滑に推進するためには、発生から利用までの関係者の理解と協力を得ることが必要である。

バイオマスの活用がCO₂の排出削減対策の一つとして有効であり、地球温暖化防止や資源循環型社会の形成につながることなど、県民の生活に密接に関わるものであることを普及啓発することにより、県民の方々がバイオマスの活用に積極的に取り組む社会的気運の醸成を図る。

(カ) 食料・木材の安定供給への配慮

バイオマスの活用にあたっては、食料や木材製品等の安定供給に影響を与えないよう配慮する必要がある。

このため、食料の安定供給並びに既存の木材・木製品製造業及び畜産業等の周辺産業などにおける木材利用等に急激かつ大きな影響を及ぼさないよう配慮しつつ、バイオマスの活用を推進する。

(キ) 環境保全への配慮

バイオマスは生物が生み出す持続的に再生可能な資源であるが、生態系のバランスが崩れるような過剰な生産・調達及び利用が行われた場合、その持続性が損なわれるだけでなく、生物多様性など周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

このことを踏まえ、バイオマスの活用を推進するにあたっては、生活環境の保全、生物多様性の確保、その他の環境の保全に十分に配慮する必要がある。

（２）対象となるバイオマス

- 家畜排せつ物
- 下水汚泥
- 事業系生ごみ
- 焼酎かす
- さつまいもでん粉かす
- バガス
- 農作物非食用部
- 林地残材等

（３）目標年度

バイオマス活用推進基本法（平成２１年６月）に基づく国の「バイオマス活用推進基本計画」を踏まえ、本計画の目標年度を平成３７年とする。

4 対象バイオマスの利活用目標

(単位：千トン，％)

バイオマスの種類		平成27年（現状）			平成37年（目標）		
		発生量	利用量	利用率	発生量	利用量	利用率
家畜排せつ物		4,435	3,993	90	4,734	4,631	98
下水汚泥		58	56	97	62	62	100
事業系生ごみ		323	274	85	323	282	87
焼酎かす		258	258	100	304	304	100
さつまいもでん粉かす		20	20	100	32	32	100
バガス		135	135	100	167	167	100
農作物非食用部	稲わら	97	97	100	104	104	100
	さとうきび梢頭部	59	59	100	86	86	100
	さつまいも茎葉	294	294	100	350	350	100
林地残材等		415	199	48	511	401	79
計		6,095	5,385	88	6,672	6,419	96

※ 四捨五入して表示しているため、各数値の合計と表の計は一致しない。

※ 「林地残材等」の発生量・利用量の設定に当たっては、残材の種類を問わず、一律0.76t/m³で換算した。

5 対象バイオマス利活用の現状と取組方針

(1) 家畜排せつ物

(ア) 現状

県内の家畜排せつ物の発生量は、平成27年度で年間4,435千トンと推定され、このうち、農業利用に仕向けられるのが4,305千トン、浄化・炭化・焼却等が1,330千トンとなっている。

しかし、地域によっては、発生する堆肥量に対する還元用農地の過不足や、耕種農家の高齢化等に伴う散布労力の不足などの課題がある。

また、良質な完熟堆肥を製造するためには、発酵過程において、温度や水分率を管理し、均一な品質が維持されるよう留意する必要がある。

なお、現状で発生量の約10%を占める生利用については、農地還元により農業利用されているものであるが、地域環境への配慮の観点から、より環境負荷の小さい堆肥化を促進する必要がある。

また、畜産経営の大規模化や偏在化により、地域によっては生産された堆肥の活用が課題となっているところもあり、耕畜連携の体制の強化や家畜排せつ物のエネルギー利用について、地域毎に対応していく必要がある。

(イ) 取組方針

○ 堆肥としての活用

- ・ 堆肥の利用促進のために、良質堆肥生産技術向上を図る。
- ・ 利用者のニーズ把握に努め、地域内での有効活用はもとより、広域的な堆肥流通の促進を図る。

○ エネルギーとしての活用

- ・ 家畜排せつ物がその需要量を超えて過剰に発生している地域においては、焼却処理やメタン発酵処理等の導入を検討する。

(ウ) 目標設定の根拠

(単位：t，%)

用 途		発 生 量	
		現状 (H27)	目標 (H37)
発 生 量 ③：①+② ※1		4,435,496	4,733,840
活 用	放牧	19,447	18,114
	堆肥化・液肥化 (農業利用仕向け)	3,862,415	4,510,432
	焼却処理	82,562	66,419
	産廃処理 (堆肥化等) 委託	28,372	36,228
小 計 ①		3,992,796	4,631,193
未活用	生利用 ※2 (農業利用)	442,700	102,647
	小 計 ②	442,700	102,647
利 用 率 ①／③		90.0	97.8

※1 家畜排せつ物の発生量は、浄化処理量を除いた数量とした。

年間発生量 (平成27年)：4,435,496t=5,653,882-1,218,386 (浄化処理量)

※2 現に農業利用されているものであるが、環境への配慮から、堆肥化処理を経た利用に転換することを目標として設定し、「未活用」として計上した。

(2) 下水汚泥

(ア) 現状

県内の下水汚泥（集落排水汚泥を含む）の発生量は、平成27年度で約58千トン（湿潤状態）で、そのうち約97%が肥料化により農地還元されている。

県内ではほとんどが肥料化されているほか、セメント等の建設資材へも有効活用されている。

未活用分については、主に埋立処理や焼却処分されている。

なお、他県においてバイオガス化や固形燃料化が事業化されている。

(イ) 取組方針

- 下水道事業実施中の市町への利用技術等の情報提供
- メタンガスや固形燃料化等によるエネルギー利用の促進

(ウ) 目標設定の根拠

（単位：t，％）

用 途		発 生 量	
		現状（H27）	目標（H37）
発 生 量 ③：①＋②		58,025	62,000
活 用	肥料	56,104	60,500
	セメント原料	229	200
	助燃剤	0	1,100
	小 計 ①	56,333	61,800
未活用	焼却処分	1,060	200
	埋立処分	632	0
	小 計 ②	1,692	200
利 用 率 ①／③		97.1	99.7

(3) 事業系生ごみ

(ア) 現状

県内の発生量（焼酎かすを除く）は、農林水産省の再生利用等実態調査（H26）によると約323千トンと推計される。

また、同調査によると、再生利用率は、食品製造業が95%で最も高く、次いで食品卸売業が57%、食品小売業46%、外食産業が24%となっており、再生利用の9割は飼料化・堆肥化されている。

本県における事例としては、外食事業者から排出される食品残さを発酵させ、養豚の飼料として給与し、生産された豚肉を元の外食事業者が利用するリサイクル・ループを確立している取組や、水産加工で排出されるかつお節原料魚残さについては、魚油を分離した後、破碎し魚粉とされ、肥料や家畜飼料、ペットフードの材料として活用している取組などがある。

(イ) 取組方針

- 国と連携した食品リサイクル法の周知

(ウ) 目標設定の根拠

（単位：t，％）

用 途		発 生 量	
		現状（H27）	目標（H37）
発 生 量 ③：①+②		322,985	323,000
活 用	家畜飼料 肥料 油脂及び油脂製品 その他	199,501 50,453 10,427 13,430	282,098
	小 計 ①	273,812	282,098
未活用	産廃処理，産廃処分	49,172	40,887
	小 計 ②	49,172	40,887
利 用 率 ①／③		84.8	87.3

※ 農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査等」、総務省「経済センサス」からの推計による。

(4) 焼酎かす

(ア) 現状

平成27酒造年度（平成27年7月1日～平成28年6月30日）の焼酎かすの発生量は258千トンで、このうちプラント等による処理が154千トン（60％）を占め、次いで、農地還元が60千トン（23％）、飼料利用が44千トン（17％）となっている。

処理プラントは、各地域に整備されており、今後は、処理プラントの適切な維持管理や老朽化に伴う改修等への対応が必要になるものと考えられる。

(イ) 取組方針

- 各種事業や融資制度等を活用した処理プラントの維持管理・改修等の支援及び助言指導
- 工業技術センター等研究機関における各種処理方法の技術的検証及び技術指導等による適正処理の推進
- 農地還元について、引き続き「焼酎廃液（焼酎かす）の農耕地施用のガイドライン」に基づく適正施用を指導

(ウ) 目標設定の根拠

（単位：t，％）

用 途		発 生 量	
		現状（H27）	目標（H37）
発 生 量 ③：①+②		258,366	303,614
活 用	肥料・飼料化（プラント等処理） 農地還元 飼料利用	153,846 59,534 44,986	303,614
	小 計 ①	258,366	303,614
未活用	—	0	0
	小 計 ②	0	0
利 用 率 ①／③		100	100

(5) さつまいもでん粉かす

(ア) 現状

平成27年度のさつまいもでん粉かすの発生量は約20千トンで、でん粉工場の操業期間（9～11月）に発生する。

利用形態としては、畜産飼料が約10千トン（50%）、農地還元が約4千トン（22%）、クエン酸原料が約3千トン（15%）、堆肥原料が約2千トン（11%）となっている。

(イ) 取組方針

- 飼料化については、家畜の発育ステージに応じた飼料設計を行い、タンパク質、ミネラル等の適正混合を行ったサイレージ利用を中心に、TMRセンターなど飼料化施設等との連携を促進
- 農地還元及び堆肥化については、「甘しょでん粉粕の処理技術についてのマニュアル（平成7年）」を遵守した適切な処理を推進

(ウ) 目標設定の根拠

（単位：t，％）

用 途		発 生 量	
		現状（H27）	目標（H37）
発 生 量 ③：①+②		20,437	32,000
活 用	家畜飼料 農地還元 クエン酸原料 堆肥原料 その他	10,206 4,400 3,000 2,141 690	32,000
	小 計 ①	20,437	32,000
未活用	—	0	0
	小 計 ②	0	0
利 用 率 ①／③		100	100

(6) バガス

(ア) 現状

平成27年度のバガス発生量は約135千トンであり、製糖工場の操業期間（12～4月）に発生する。

利用形態としては、工場用発電燃料が約123千トン（91%）、堆肥化が約11千トン（8%）となっており、発生する全量が有効に利用されている。

(イ) 取組方針

- 製糖工場において発生するバガスについては、今後とも工場発電用燃料を中心とした活用を推進
- 余剰のバガスについては、さとうきびの増産に向けた土づくりのための堆肥利用を推進

(ウ) 目標設定の根拠

（単位：t，％）

用 途		発 生 量	
		現状（H27）	目標（H37）
発 生 量 ③：①＋②		134,703	166,500
活 用	工場発電用燃料 堆肥原料 茸菌床原料等	122,771 10,764 1,168	166,500
	小 計 ①	134,703	166,500
未活用	—	0	0
	小 計 ②	0	0
利 用 率 ①／③		100	100

(7) 稲わら〔農作物非食用部〕

(ア) 現状

県内産稲わらの発生量は平成27年度で約97千トンで、このうち約6割の約59千トンが家畜の飼料として利用されている。

一方で、家畜飼料用として必要な稲わら量は約107千トンであるが、約48千トンが不足しており、県外産や輸入により賄われている状況である。

このようなことから、自給飼料確保の観点から、ほ場すき込み等となっている稲わらを飼料用として確保・利用する必要がある。

(イ) 取組方針

- 県や畜産関係団体からなる国産飼料確保対策協議会を中心とした耕種・畜産農家の連携による飼料等の利用の促進

(ウ) 目標設定の根拠

(単位：t，%)

用 途		発 生 量	
		現状 (H27)	目標 (H37)
発 生 量 ③：①＋②		96,628	104,000
活 用	家畜飼料 家畜敷料，堆肥 すき込み等による農地還元 その他	58,619 5,020 29,472 3,517	73,000 31,000
	小 計 ①	96,628	104,000
未活用	—	0	0
	小 計 ②	0	0
利 用 率 ①／③		100	100

(8) さとうきび梢頭部〔農作物非食用部〕

(ア) 現状

平成27年度のさとうきび梢頭部の発生量は約59千トンで、さとうきびの収穫期（12～4月）に発生する。

利用形態は、家畜飼料が約31千トン（53%）、ほ場へのすき込み等による農地還元が約25千トン（43%）、家畜敷料が約2千トン（4%）となっている。

(イ) 取組方針

- 耕畜連携の取組を強化し、家畜飼料の利用を促進

(ウ) 目標設定の根拠

（単位：t，％）

用 途		発 生 量	
		現状（H27）	目標（H37）
発 生 量 ③：①＋②		58,763	86,400
活 用	家畜飼料	31,258	34,200
	すき込み等による農地還元	25,485	52,200
	家畜敷料	2,021	
	小 計 ①	58,763	86,400
未活用	—	0	0
	小 計 ②	0	0
利 用 率 ①／③		100	100

(9) さつまいも茎葉〔農作物非食用部〕

(ア) 現状

平成27年度のさつまいも茎葉の発生量は約294千トンで、その主な活用方法は、農地へのすき込み等が約284千トン（約97%）、家畜飼料が約10千トン（3%）となっている。

さつまいも茎葉の家畜飼料としての利用は、飼料自給率の向上を図る上で必要であることから、今後は、家畜飼料への仕向け量を増加するなど、さつまいも茎葉の有効活用を推進している。

なお、県では、さつまいも茎葉の飼料利用を推進するため、農業開発総合センター大隅支場を中心に、さつまいも茎葉専用収穫機を改良して、とうもろこし等の収穫も可能な「汎用収穫機」を開発し、収穫・調製作業の機械化を図ってきたところである。

(イ) 取組方針

- 県や畜産関係団体からなる国産粗飼料確保対策協議会を中心とした、さつまいも茎葉の飼料利用の促進
- 「さつまいもの茎葉汎用収穫機」を活用した耕畜連携による飼料化の促進

(ウ) 目標設定の根拠

（単位：t，％）

用 途		発 生 量	
		現状（H27）	目標（H37）
発 生 量 ③：①＋②		294,224	350,000
活 用	家畜飼料 家畜敷料 すき込み等による農地還元	9,707 135 284,380	12,300 337,700
	小 計 ①	294,224	350,000
未活用	—	0	0
	小 計 ②	0	0
利 用 率 ①／③		100	100

(10) 林地残材等

(ア) 現状

県内の林地残材等の発生量（平成27年度）は、間伐等に伴う林地残材が約341千tで、製材残材が約74千tである。

利用形態としては、林地残材の約125千tが木質バイオマス燃料用として利用され、製材残材は製紙用チップや家畜用敷料オガ粉、燃料用として有効活用されている。

林地残材を活用するためには、木材価格に対して伐採、集材、運搬など生産段階で発生するコストの低減が必要である。

(イ) 取組方針

- 林地残材の集材、運搬の低コスト化及び安定供給体制の構築

(ウ) 目標設定の根拠

（単位：t，％）

用 途		発 生 量	
		現状（H27）	目標（H37）
発 生 量 ③：①＋②		415,300	511,000
活 用	製材残材 ・製紙用チップ ・家畜敷料オガ粉 ・燃料用	74,200	93,000
	林地残材 ・燃料用等	125,000	308,000
	小 計 ①	199,200	401,000
未活用	林地残材	216,000	110,000
	小 計 ②	216,000	110,000
利 用 率 ①／③		48.0	78.5

※ 木材の発生量の設定に当たっては、残材の種類を問わず、一律0.76t/m³で換算した。

6 バイオマス活用の展開方向

(1) 関係者の理解促進

バイオマスの活用を促進するために、バイオマスの利用率等のデータの収集、整備及び関連情報の発信により関係者の自主的かつ積極的な取組に貢献する。

このため、あらゆる機会を通じて啓発活動を行うとともに、各地で行われているモデル的な取組の紹介などにより、成功事例のノウハウなどを共有していくことによって取組の横展開を促進する。

(2) 市町村バイオマス活用推進計画の策定

基本法においては、市町村は、市町村バイオマス活用推進計画を策定するよう努めなければならない旨が規定されている。また、平成28年に策定された国の新たな基本計画において、バイオマス産業都市構想の採択においては、市町村のバイオマス活用推進計画の策定を要件とする旨が明記されている。

そのため、過去にバイオマス・ニッポン総合戦略に基づくバイオマスタウン構想を策定した15市町については、構想の進捗状況及び取組の効果等を踏まえつつ、必要に応じて、「取組効果の客観的検証に関する事項」を追加するなどの見直しを促進する。また、その他の市町村については、各地域による創意工夫を生かしたバイオマス活用の主体的な取組を促進するため、市町村バイオマス活用推進計画の作成を支援するものとする。

(3) 高度利用の推進

家畜排せつ物などのバイオマスについては、効果や課題、採算性、原料の安定確保、発電の過程で発生する排熱や消化液の活用など、導入に当たって解決すべき事項を整理し取りまとめた「バイオマスエネルギー利用に向けた取組方針」（平成28年3月）等に沿って、メタン発酵ガス化等による高度エネルギー利用を推進する。

7 関係者の役割

バイオマスを持続的に活用していくためには、その生産、収集、変換及び利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性のある循環システムを構築することが重要である。このため、多様な関係者が適切な役割分担の下、従来以上に密接に連携しつつバイオマスの活用を推進する必要がある。

(1) 県

市町村と密接な情報交換を行いつつ、先進的な活用事例や国等の施策に関する情報を提供することにより、市町村によるバイオマス活用推進計画の策定を促進する。

(2) 市町村

地域におけるバイオマスの発生と活用の状況を把握するとともに、地域の特性を踏まえつつ、市町村バイオマス活用推進計画を策定し、地域におけるバイオマス活用システムの構築に努める。

(3) 農林漁業者等

農林漁業者は、バイオマスの供給者として、また、自らその活用を図るものとして、地域資源の有効活用を図りつつ、循環型社会の構築に大きな役割を果たすことが期待されることから、農林漁業者は、バイオマスの供給に際しては、供給時期、量、品質等についてバイオマス製品等の製造業者のニーズに適確に対応するよう努めるものとする。

(4) 関連事業者

バイオマス製品等の製造事業者は、効率的なバイオマスの変換施設の設置や製造コストの低減に資する製造方式の導入等に取り組むとともに、バイオマス製品等の製造に伴う副産物を肥料その他の物品としての有効活用を図るものとする。

(5) 県民

バイオマスの活用を促進するためには、県民全体のバイオマスに関する理解と関心を深めることが重要であることから、県民の一人ひとりが、バイオマスの活用の意義等を十分に理解し、その活用に自主的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

8 施策の推進状況の点検と計画の見直し

バイオマスに関する状況の変化を勘案し、目標の達成状況の調査結果を踏まえ、少なくとも5年ごとに本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、本計画を変更するものとする。